



広報

# まむろ川

3

2015  
No.570

## 主な内容

- ◇町の機構を改革…P2～3
- ◇町職員の給与等のあらまし…P4～5
- ◇子ども子育て支援 新制度が始まります!!……………P6～7



人が輝き 町が輝き 未来が輝く まむろ川

# 町の機構を改革

効率的な行政運営と新たな課題への対応に向けて  
4月1日から新しい組織体制に

町を取り巻く環境は、社会経済情勢の変化や様々な制度改正によって大きく変化しています。こうした状況に対応しながら、町民の皆さんへの行政サービスを円滑に提供するため、4月1日から機構改革を実施します。

## 機構改革の概要

### ●「総務課」に企画部門を統合

総務課・企画課業務を再編し、予算と計画事務を「総務課」で一体的に行います。施策推進の迅速化と管財部門の強化を図り、「企画財政担当」「情報管財担当」を置きます。また、自衛隊に関する事務は「総務・危機管理担当」が担当します。

### ●「交流課」を新設

経済雇用対策や交流・定住施策に取り組むため、「交流



### ●農林畜産業は「農林課」

基幹産業である農業施策の充実と基盤整備、農地集積、担い手対策等を進めるため、農業、林業、畜産業を重点化した「農林課」を設置します。



### ●生活排水対策・住宅は「建設課」

これまで類似事務で担当課が異なっていた生活排水対策（下水道、浄化槽）や住宅施策（町営住宅、住環境快適サポート・耐震改修補助）の担当を「建設課」に一元化し、「住環境整備・建設総務担当」を置きます。

### ●身近な事務は「町民課」

町民生活に身近な住民窓口業務や医療保険、ごみ、区長会、地域づくり、路線バス等の事務の窓口をそれぞれ見直

し、「町民課」が担当します。「税務担当」「住民窓口担当」「生活環境担当」に再編します。

### ●保育所・子育て支援は「教育課」

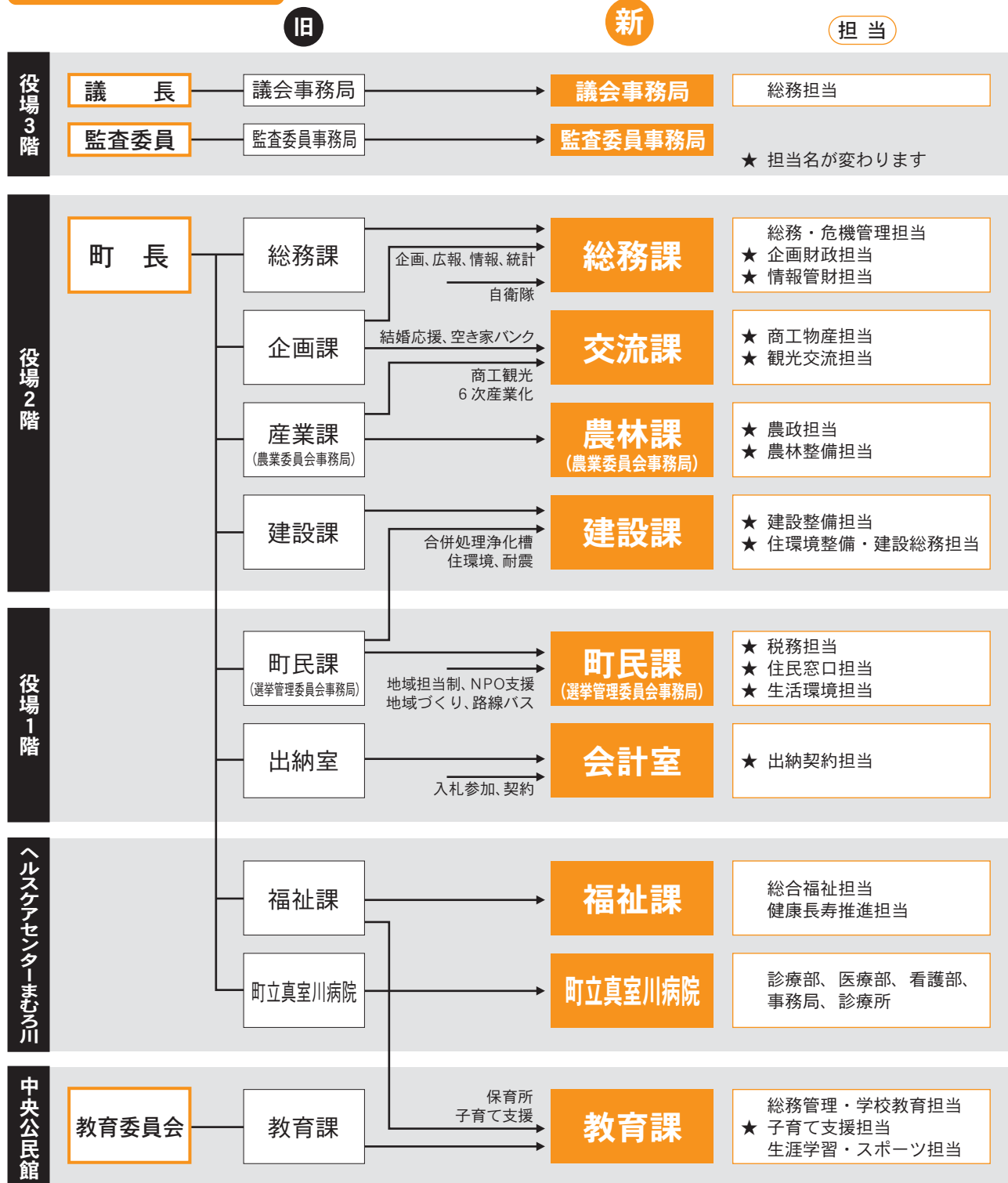
子育て支援及びこども園、保育所、小・中学校の教育の連携を図るため、保育所や子育て支援に関する事務は「教育課」で一体的に担当します。新しく「子育て支援担当」を置きます。



### ●わかりやすく「会計室」

出納室の名称を「会計室」に改め、「出納契約担当」が出納事務の他、入札参加や契約に関する事務も行います。

## 行政機構新旧対照図



総務課、交流課、町民課に再編する企画課



新たに交流課、農林課となる産業課

## 4月から、次の事務の担当窓口が変わります

- 地域づくり活動支援、路線バス・デマンドタクシー
- 入札参加申込
- 自衛隊募集、統計調査、広報まむろがわ、情報化
- 商工観光、6次産業化、結婚応援、空き家バンク
- 合併処理浄化槽、住環境快適サポート・耐震改修補助
- 保育所入所申込、子育て支援各種事業

- 町民課 (役場1階)
- 会計室 (役場1階)
- 総務課 (役場2階)
- 交流課 (役場2階)
- 建設課 (役場2階)
- 教育課 (中央公民館)



※ほかにも、課内で担当窓口が変わる場合があります。詳しい組織機構、職員配置は4月にお知らせします。

# 町職員の給与等のあらまし

～真室川町職員給与等について、そのあらましをお知らせします～

## 職員給与費の状況

(普通会計決算 平成25年度)

| 職員数<br>A | 給 与 費     |          |           |           | 1人当たり給与費<br>(B/A) |
|----------|-----------|----------|-----------|-----------|-------------------|
|          | 給 料       | 職員手当     | 期末・勤勉手当   | 計 B       |                   |
| 106人     | 400,634千円 | 49,888千円 | 148,835千円 | 599,357千円 | 5,550千円           |

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、平成25年4月1日の人数です。

## 職員の初任給の状況

(平成26年4月1日現在)

| 区 分   |        | 真室川町     | 国                            |
|-------|--------|----------|------------------------------|
|       |        | 決定初任給    | 決定初任給                        |
| 一般行政職 | 大 学 卒  | 172,200円 | 総合職 181,200円<br>一般職 172,200円 |
|       | 高 校 卒  | 140,100円 | 140,100円                     |
| 技能労務職 | 技能職高校卒 | 135,600円 | —                            |
|       | 労務職高校卒 | 121,900円 | —                            |

## 職員の期末勤勉手当

(平成26年度)

| 区 分  | 6 月 期   | 12 月 期  | 計      |
|------|---------|---------|--------|
| 期末手当 | 1.225月分 | 1.325月分 | 2.55月分 |
| 勤勉手当 | 0.675月分 | 0.725月分 | 1.40月分 |

## 時間外勤務手当の状況

(普通会計決算)

|               |        |             |          |
|---------------|--------|-------------|----------|
| 時 間 外<br>勤務手当 | 平成24年度 | 支 給 総 額     | 18,105千円 |
|               |        | 職員1人当たり支給年額 | 193千円    |
|               | 平成25年度 | 支 給 総 額     | 18,599千円 |
|               |        | 職員1人当たり支給年額 | 188千円    |

## 職員の退職手当

(平成26年4月1日現在)

| 区 分           |          | 自 己 都 合             | 勤奨・定年    |
|---------------|----------|---------------------|----------|
| 支 給 率         | 勤 続 20 年 | 21.62月分             | 27.025月分 |
|               | 勤 続 25 年 | 30.82月分             | 36.57月分  |
|               | 勤 続 35 年 | 43.70月分             | 52.44月分  |
|               | 最高限度額    | 52.44月分             | 52.44月分  |
| そ の 他 加 算 措 置 |          | 定年前早期退職特例措置 2～45％加算 |          |
| 1人当たり平均支給額    |          | 21,658千円            |          |

(注) 1 支給率・加算措置は国と同様の制度となっています。  
2 退職手当の一人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種(企業職員を含む)に係る職員に支給された平均額です。

## 人件費の状況

(普通会計決算 平成25年度)

| 住民基本台帳人口<br>(25年度末) | 歳出額<br>A    | 実質収支      | 人件費<br>B  | 人件費率<br>(B/A) | (参 考)<br>平成24年度<br>の人件費率 |
|---------------------|-------------|-----------|-----------|---------------|--------------------------|
| 8,708人              | 5,598,806千円 | 151,652千円 | 934,518千円 | 16.7％         | 17.6％                    |

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等が含まれています。

## 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(平成26年4月1日現在)

| 区 分  | 一 般 行 政 職 |          |       | 技 能 労 務 職 |          |       |
|------|-----------|----------|-------|-----------|----------|-------|
|      | 平均給料月額    | 平均給与月額   | 平均年齢  | 平均給料月額    | 平均給与月額   | 平均年齢  |
| 真室川町 | 316,400円  | 333,200円 | 42歳2月 | 337,100円  | 354,900円 | 48歳5月 |

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

## 職員の経験年数別平均給料月額の状況

(平成26年4月1日現在)

| 区 分   | 経験年数<br>10年 | 経験年数<br>15年 | 経験年数<br>20年 |
|-------|-------------|-------------|-------------|
| 一般行政職 | 大学卒         | —           | 281,000円    |
|       | 高校卒         | —           | 288,400円    |
| 技能労務職 | 高校卒         | —           | 258,400円    |

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

## 特殊勤務手当の状況

(平成25年度決算)

| 特殊勤務手 当 | 区 分               | 全 職 種                                                |
|---------|-------------------|------------------------------------------------------|
|         | 職員全体に占める手当支給職員の割合 | 18.8％                                                |
|         | 支給対象職員1人当たり平均支給月額 | 74,563円                                              |
|         | 医師をのぞく平均支給月額      | 18,615円                                              |
|         | 手 当 の 種 類 数       | 3                                                    |
|         | 手 当 の 名 称         | 1. 医師手当(医師のみ)<br>2. 出張診療手当(医師のみ)<br>3. 夜間看護手当(看護師のみ) |

## 地域手当の状況

(平成26年4月1日現在)

|      |                    |         |
|------|--------------------|---------|
| 地域手当 | 支給対象               | 医 師     |
|      | 支給率                | 15％     |
|      | 支給対象職員数            | 4人      |
|      | 支給対象職員1人当たりの平均支給月額 | 88,695円 |
|      | 国の制度(支給率)          | 15％     |

## 各 諸 手 当 の 内 容

(平成26年4月1日現在)

| 区 分   | 扶 養 手 当                                                                                    | 住 居 手 当                                   | 通 勤 手 当                                       |                                                                       |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 町 職 員 | 配 偶 者<br>扶 養 親 族<br>1 人につき<br>(配偶者がいない場合 1 人目<br>扶養親族のうち満16歳の年度初めから<br>満22歳の年度末までの子 1 人につき | 13,000円<br>6,500円<br>11,000円)<br>5,000円加算 | 借 家<br>限度額 27,000円                            | 交通機関利用 限度額 55,000円<br>(6ヵ月定期券を基本に支給)<br>交通用具利用 21区分<br>2,500円～28,300円 |
|       | 上記に同じ                                                                                      | 上記に同じ                                     | 交通機関利用 上記に同じ<br>交通用具利用 13区分<br>2,000円～31,600円 |                                                                       |

## 一般行政職の級別職員数の状況

(平成26年4月1日現在)

| 区 分      | 1 級               | 2 級        | 3 級         | 4 級   | 5 級   | 6 級   | 計    |
|----------|-------------------|------------|-------------|-------|-------|-------|------|
| 標準的な職務内容 | 主事補<br>主 事<br>技 師 | 主 事<br>技 師 | 主 任<br>主任技師 | 主 査   | 課長補佐  | 課 長   |      |
| 職員数      | 10人               | 7人         | 11人         | 22人   | 14人   | 11人   | 75人  |
| 構成比      | 13.3％             | 9.3％       | 14.7％       | 29.3％ | 18.7％ | 14.7％ | 100％ |
| 参 考      | 1 年前              | 11.8％      | 7.9％        | 21.1％ | 25.0％ | 19.7％ | 100％ |
|          | 5 年前              | 6.4％       | 14.1％       | 23.1％ | 21.8％ | 21.8％ | 100％ |

(注) 1 真室川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務をいいます。

## 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

| 部 門       | 区 分   | 職 員 数          |                | 対前年<br>増減数 | 主な増減理由等        |
|-----------|-------|----------------|----------------|------------|----------------|
|           |       | 平成25年          | 平成26年          |            |                |
| 一 般 行 政 職 | 議 会   | 2人             | 2人             | —          | 事務統合による減       |
|           | 総 務   | 24人            | 24人            | —          |                |
|           | 税 務   | 7人             | 6人             | 1          |                |
|           | 労 働   | —              | —              | —          | 業務の充実による増      |
|           | 民 生   | 17人            | 19人            | 2          |                |
|           | 衛 生   | 5人             | 5人             | —          | 業務の充実による増      |
|           | 農林水産  | 10人            | 11人            | 1          |                |
| 特 別 行 政 職 | 商 工   | 3人             | 4人             | 1          |                |
|           | 土 木   | 7人             | 7人             | —          | 事務統合、民間委託等による減 |
|           | 小 計   | 75人            | 78人            | 3          |                |
|           | 教 育   | 32人            | 27人            | 5          | 業務の充実による増      |
|           | 警 察   | —              | —              | —          |                |
|           | 消 防   | —              | —              | —          |                |
|           | 小 計   | 32人            | 27人            | 5          | 派遣期間終了による減     |
| 公 営 企 業 等 | 病 院   | 45人            | 47人            | 2          |                |
|           | 水 道   | 4人             | 4人             | —          |                |
|           | 下 水 道 | 1人             | 1人             | —          |                |
|           | そ の 他 | 8人             | 7人             | 1          |                |
|           | 小 計   | 58人            | 59人            | 1          |                |
| 計         |       | 165人<br>[220人] | 164人<br>[220人] | 1          |                |

(注) 1 職員数は、一般の職員です。  
2 [ ] 内は、条例定数の合計です。

## 特別職等の報酬等の状況

(平成26年度)

| 区 分   | 給料月額等    | 期末手当                                   |
|-------|----------|----------------------------------------|
| 町 長   | 656,000円 | 6 月 期 1.4月分<br>12 月 期 1.5月分<br>計 2.9月分 |
| 副 町 長 | 546,000円 |                                        |
| 教 育 長 | 518,000円 |                                        |
| 議 長   | 316,000円 | 加算措置40％                                |
| 副 議 長 | 253,000円 |                                        |
| 議 員   | 233,000円 |                                        |

(注) 副町長は、現在空席となっています。

●町の人事行政運営状況の透明性を確保するため、「真室川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定しています。職員の任用、給与、勤務時間その他勤務条件、服務、研修、福祉事業など、詳しい内容は町ホームページでご覧になれます。

●町職員の給与は、国家公務員の給与を基本とし、町議会の審議を経て町条例で定められています。  
●町の職員数は164人で、前年度に比べ1名減員となっており、5年間で14名の減員となっています。

## 町内の保育・教育施設

町内の保育・教育施設(利用には認定が必要です)

| 種 別    | 施設名      | 利用定員                             | 開所時間<br>連絡先            | サービス内容                |
|--------|----------|----------------------------------|------------------------|-----------------------|
| 認定こども園 | たんばぼこども園 | 1号認定:15人<br>2号認定:80人<br>3号認定:30人 | 7:20～19:00<br>☎62-4158 | 8ヵ月～<br>一時預かり<br>延長保育 |
| 保育所    | 安楽城保育所   | 2号認定:44人<br>3号認定: 6人             | 7:30～18:30<br>☎63-2135 | 一時預かり                 |
| 保育所    | 釜淵保育所    | 2号認定:54人<br>3号認定: 6人             | 7:30～18:30<br>☎65-2813 | 一時預かり                 |
| 小規模保育所 | キッズハウス   | 3号認定:19人                         | 8:00～18:00<br>☎62-3433 | 2ヵ月～<br>一時預かり         |

(上記については、平成27年4月からの予定です)

## 平成27年度 真室川町利用者負担額(保育料)

・保育料は1人目から半額になります。

上段：1/2適用後(1人目より半額) 下段：利用者負担基準額  
※18歳までの兄弟がいる3人目以降は無償化

| 階 層  |                      | 3歳未満(3号認定)           |                      | 3歳以上(2号認定)           |                      |
|------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|      |                      | 保育標準時間               | 保育短時間                | 保育標準時間               | 保育短時間                |
| I    | 生活保護法による被保護世帯        | 0円                   | 0円                   | 0円                   | 0円                   |
| II   | 町民税非課税世帯             | 4,500円<br>(9,000円)   | 4,500円<br>(9,000円)   | 3,000円<br>(6,000円)   | 3,000円<br>(6,000円)   |
| III  | 町民税所得割<br>48,600円未満  | 9,750円<br>(19,500円)  | 9,650円<br>(19,300円)  | 8,250円<br>(16,500円)  | 8,150円<br>(16,300円)  |
| IV   | 町民税所得割<br>97,000円未満  | 15,000円<br>(30,000円) | 14,800円<br>(29,600円) | 13,500円<br>(27,000円) | 13,300円<br>(26,600円) |
| V    | 町民税所得割<br>169,000円未満 | 22,250円<br>(44,500円) | 21,950円<br>(43,900円) | 18,750円<br>(37,500円) | 16,800円<br>(33,600円) |
| VI   | 町民税所得割<br>301,000円未満 | 30,500円<br>(61,000円) | 30,050円<br>(60,100円) | 18,750円<br>(37,500円) | 16,800円<br>(33,600円) |
| VII  | 町民税所得割<br>397,000円未満 | 40,000円<br>(80,000円) | 39,400円<br>(78,800円) | 18,750円<br>(37,500円) | 16,800円<br>(33,600円) |
| VIII | 町民税所得割<br>397,000円以上 | 45,000円<br>(90,000円) | 43,050円<br>(86,100円) | 18,750円<br>(37,500円) | 16,800円<br>(33,600円) |

| 階 層 |                             | 3歳以上(1号認定)<br>教育標準時間 |
|-----|-----------------------------|----------------------|
| I   | 生活保護法による被保護世帯               | 0円                   |
| II  | 町民税非課税世帯<br>(町民税所得割非課税世帯含む) | 1,500円<br>(3,000円)   |
| III | 町民税所得割77,100円以下             | 8,050円<br>(16,100円)  |
| IV  | 町民税所得割211,200円以下            | 10,250円<br>(20,500円) |
| V   | 町民税所得割211,201円以上            | 12,850円<br>(25,700円) |

## 支給認定(保育の必要性の認定)

新制度に移行する幼稚園や保育所、認定こども園等を利用するためには、町より「支給認定(保育の必要性の認定)」を受ける必要があります。

### ① 3つの認定の区分

| 認定区分 | 対象年齢 | 利用可能な時間 |          |
|------|------|---------|----------|
| 1号認定 | 3歳以上 | 教育標準時間  | 最長 6時間/日 |
| 2号認定 | 3歳以上 | 保育短時間   | 最長 8時間/日 |
|      |      | 保育標準時間  | 最長11時間/日 |
| 3号認定 | 3歳未満 | 保育短時間   | 最長 8時間/日 |
|      |      | 保育標準時間  | 最長11時間/日 |

※保護者の就労形態や就労時間などの事由により、保育時間が「保育短時間」と「保育標準時間」に区分されます。

### ② 認定の基準

- ・1号認定は保護者の就労を問わず、希望により認定されます。
- ・2号認定、3号認定にあたっては、以下の点が考慮されます。

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親のいずれも(両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者)が次のいずれかの事情にある場合です。

- (1)就労等 (2)妊娠・出産 (3)疾病・障がい  
(4)介護等 (5)災害復旧 (6)求職活動  
(7)就学 (8)虐待・DV (9)育児休業

### ③ 認定により利用可能な時間のイメージ (開所時間7:30～18:30の場合)

| 7:30 開 所 時 間 18:30 |                                        |                           |                  |
|--------------------|----------------------------------------|---------------------------|------------------|
| 一時預かり保育<br>(別料金)   | 1号認定<br>8:30 教育標準時間 14:30<br>(最大6時間)   |                           | 一時預かり保育<br>(別料金) |
| 延長保育<br>(別料金)      | 2号・3号認定<br>8:30 保育短時間 16:30<br>(最大8時間) |                           | 延長保育<br>(別料金)    |
| 7:30               |                                        | 2号・3号認定<br>保育標準時間(最大11時間) | 18:30            |

## 地域の子ども・子育て支援

### ●一時預かり

急な用事や農業の繁忙期等、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かりが利用できます。  
・認定こども園や保育所、小規模保育所での一時預かり

### ●学童クラブ

保護者が就労等で昼間家庭にいない児童(小学生)が、放課後に小学校などで過ごすことができます。

### ●地域子育て支援拠点

たんばぼこども園や町の担当窓口で相談が出来る場所を提供しています。また、親子の交流の場や子育て相談が出来る事業も実施します。  
※この他にも、さまざまな支援事業が用意されています。

## 特集

# 子ども・子育て支援 新制度が始まります!!

子ども・子育て支援新制度は、すべての子育て家庭が安心して子育てが出来るように、幼児期の教育や保育・地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上を目指す制度で、本年4月から本格的にスタートします。

新制度の実現に向けて、町は、「真室川町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。子ども・子育て支援事業の内容などについてお知らせします。

●お問い合わせ…3月まで福祉課総合福祉担当(電話62-3436)  
4月から教育課子育て支援担当(電話62-2305)

## 真室川町子ども・子育て支援事業計画について

### 計画期間

平成27年度から平成31年度の5力年になります。

### 計画の基本理念

「安心して子どもを産み、子育てに夢をもてるまちづくり」

社会全体が協力して次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、子育て家庭を支えていく社会の実現を目指します。

### 4つの基本目標と 具体的な施策

①地域における子育て支援  
多様な子育て支援サービスの提供体制を整備します。

また、経済的支援についても、中学生までの医療費無償化等に加えて、1人目からの保育料半額や18歳までの兄弟がいる3人目以降の無料化を行います。

放課後子ども教室や学童クラブについても取り組みを推進します。

子育てに関する相談や啓発活動に加えて、親と子が集える場を充実します。

保護者の子育てを支えながら、小・中学校へつながる一体的な「子育て支援」の考え方のもと、発育・発達段階に応じた質の高い教育・保育が提供できるように体制を確保します。

②母と子の健康を守る環境づくり

出産前後の検診を通じて母親の健康の保持と増進を図ります。

育児に必要な知識の普及や乳幼児期の健康管理に関し、健康診査や虫歯予防対策、育児相談、育児教室を行うとともに、療育相談等が必要な乳幼児のフォロー体制の充実を図ります。

次代の親を育成するため、基本的生活習慣を学ぶ機会の提供や薬物乱用予防の推進を行います。

③子どもの心身の穏やかな成長のための環境づくり  
「いのち」を尊重する心の

育成を図るため、道徳教育やキャリア教育を推進します。

「まなびの力」を育成するため、多様な学習形態の工夫や幼保小中連携教育の実践、読書活動の推進を行います。信頼される学校づくりを進めるため、地域の学校づくりや学校評価活動を推進します。

④子育てを支援する生活環境づくり

ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、男女共同参画の啓発に努めます。

交通事故の防止を図るため、交通安全教室の開催や交通安全協会等との連携を図ります。地域全体での防犯・防災対策として、防災・防犯訓練や警察・消防等との連携により防犯意識の高揚を図ります。

### 教育・保育の量の見込みと 供給体制の確保

平成25年度に実施したニーズ調査結果や利用状況の推移を基に「量の見込み」(保育所等の利用人数の見込み数)や「確保の内容」について定めました。

# 真室川町からのお知らせ

## 平成27年4月以降

### やまがた子育て応援パスポートが新しくなります！

県と市町村では、企業や店舗の皆様にご協力いただき、社会全体で子育てを応援する気運を盛り上げ、子育て家庭の負担感の軽減を図ることを目的として、やまがた子育て応援パスポート事業を実施しております。このたび、カードの有効期限が切れることに伴い、新しいカードを交付します。

#### ●やまがた子育て応援パスポートってどんなもの？

子育て家庭からパスポートカードの提示があった場合に、事業にご協賛いただいている企業や店舗の皆様から、サービスをご提供いただくものです。

【パスポートカード見本】



対 象

妊婦又は小学校6年生までの子どものいる家庭

カードの交付は4月以降に行います。

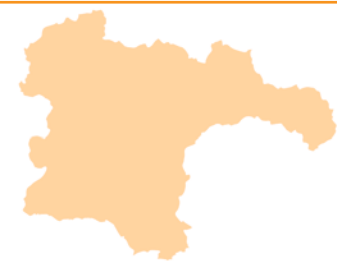
※サービスはすべて協賛店のご厚意で提供しているものです。  
 マナーを守って利用してください。

●お問い合わせ先………機構改革により時期によってお問い合わせ先が変わります。  
 ・3月まで 福祉課 総合福祉担当 ☎62-3436  
 ・4月から 教育課 子育て支援担当 ☎62-2305

## 町の公表面積が変わります

国土地理院による面積の計測方法が変更され、真室川町の面積が、平成26年10月1日より変更されることになりました。

●平成25年まで 374.29km<sup>2</sup> ▶▶▶ ●平成26年から 374.22km<sup>2</sup>



## 山形県みどり環境交付金事業を活用しています

町では、同交付金事業として「自然環境学習事業」(町内3小学校)や「希少生物保全活動事業」(中村湿原)・「県産材利活用事業」(町公共施設に木製品設置)などを継続実施し、新たに、真室川公園の「ナラ枯れ林再生事業」を今年度から実施しています



真室川小学校4年生によるナラ枯れ被害林再生の様子

## 山形県町村議会議長会 自治功労者表彰 佐藤忠吉 議長



2月17日に開催された第66回山形県町村議会議長会定期総会にて、佐藤忠吉議長が本会自治功労者表彰を受賞しました。  
 この表彰は、議会議長として町村議会の運営、町村自治の振興発展に寄与し、顕著なる功労があったと認められたことによるものです。

## 消防演習等のお知らせ

- 4月12日(日) 新入団員辞令交付式  
幹部規律訓練(町民体育館)
- 4月19日(日) 消防内演習(防災センター)
- 4月26日(日) 消防大演習(防災センター)



## エコエコ つうしん eCO<sub>2</sub> 通信 Vol.81

●2月のごみの排出量は 先月より69.9g増。  
 1人1日 **732.9g**です。前年同月より55.6g増。

## PM2.5(微小粒子状物質)について

PM2.5(微小粒子状物質)とは、大気中に浮遊する直径2.5μm(2.5mmの千分の1)以下の粒子状物質です。粒径が小さいため体内に入りやすく、呼吸器系及び循環器系へ影響を与えることが懸念されています。山形県が県内13か所で測定を実施し、その結果は山形県のホームページで公表されており、現在の状況をリアルタイムで確認することができます。 ●山形県のホームページ [山形県 PM2.5](#) 検索

#### 注意喚起情報が出されたら

- ・屋外での長時間の激しい運動や、不要不急の外出をできるだけ減らしてください。
- ・屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にしてください。
- ・外出する際はマスクの着用をおすすめします。高性能な防じんマスクが効果的です。
- ・呼吸器系や循環器系の疾患を有する方、小児、高齢者などは体調の変化に注意して行動してください。
- ・テレビ、ラジオ等のメディアの情報を注意して確認するようにしてください。

●お問い合わせ先…町民課 環境担当(4月から生活環境担当) ☎62-2111(内線235)

## 町を元気に！地域で暮らす人を増やすために！ 「結婚支援員」を募集しています！



町では、結婚を希望する独身男女に出会いの場を提供したり、結婚成立に向けた仲介や相談に乗ってくれる方を募集しています。

活動はボランティアとなりますが、結婚支援員の協力により結婚が成立し、結婚後その方々が町内に居住した場合には、結婚支援員に対し報償等を支給します。

#### 事業の概要

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 結婚支援員の登録対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳以上であり、次のいずれかに該当する方</li> <li>①町内に住んでいる方</li> <li>②町内企業に勤務している方</li> </ul> <p>(2) 結婚支援員の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚を希望する独身男女の仲介、相談及び助言など結婚成立に向けた支援を行うこと</li> <li>・本人の意思を尊重した活動を行うこと</li> <li>・営利目的の活動は行わないこと</li> <li>・活動により知り得た個人情報については、秘密を守る</li> </ul> <p>(3) 報償等の支給条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①結婚支援員の仲介により結婚し、婚姻届の提出がなされていること</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>②婚姻者が、結婚後、真室川町に居住していること</li> <li>③仲介の時期、支援した内容が適切であること</li> <li>④婚姻者が、結婚支援員の活動により結婚したと認めていること</li> </ul> <p>《その他判断基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仲人を行うかについては支給の条件としない</li> <li>・初婚、再婚は問わない</li> </ul> <p>(4) 報償等の内容</p> <p>上記条件を満たす場合に、仲介した結婚支援員に対し以下のものを支給する</p> <p>《成婚1組あたり》</p> <p>現金 50,000円</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

●お問い合わせ先…3月まで企画課 4月から交流課 ☎62-2111(内線222)

## ⑥ エコキャップ贈呈

3月6日(金)、山形銀行真室川支店へ真室川高校(岸善一校長)から保健委員会の笹和泉さん、高橋順さんが訪れ4,119個のエコキャップを贈呈しました。また、3月9日(月)、真室川北部小学校(川瀬孝志校長)でエコキャップの贈呈式が行われ、生徒が集めた65kgものエコキャップを贈呈しました。



# 第74回秋山スキー大会開催！3月1日

3月1日(日)、秋山スキー大会が開催されました。県内各地から集まった選手が秋山クロスカントリーコースを舞台に熱戦を繰り広げました。

## 大会結果(町内の10位以内の選手、チームのみ掲載) ※敬称略

### ●小学女子6年2kmクラシカル

- 1位 小座間日翔(真室川スキースポ少)  
2位 佐藤 歩惟(真室川スキースポ少)

### ●小学女子3・4年2kmクラシカル

- 1位 佐藤 雫(真室川スキースポ少)  
3位 小松 由采(真室川スキースポ少)

### ●小学男子6年3kmクラシカル

- 1位 庄司 康平(真室川スキースポ少)

### ●小学男子5年3kmクラシカル

- 2位 佐藤虎太郎(真室川スキースポ少)

### ●中学校男子6kmフリー

- 2位 佐藤 凌 5位 藤田 登摩

### ●小学女子リレー(4人×2kmフリー)

- 1位 真室川スキースポ少  
1走 佐藤 歩惟 2走 小座間日翔  
3走 佐藤 雫 4走 小松 由采

### ●小学男子リレー(4人×3kmフリー)

- 2位 真室川FC  
1走 高橋 隼 2走 齋藤 凌雅  
3走 佐藤 青翼 4走 高橋 蓮



## 町長コラム

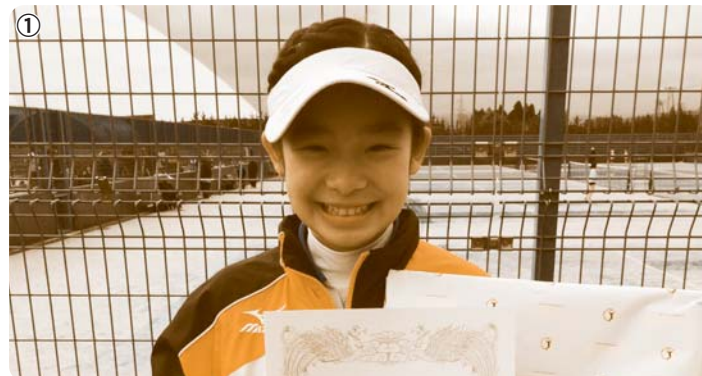
### 巨大かまくら

今年も巨大かまくらが釜淵地区に作られた。巨大かまくら交流会が開催され、町内外から多くの人が集って賑わった。

会を重ねるごとに新しい試みが見られるのは大変素晴らしいことである。最初は手作業であったが、除雪機械、穴掘り機械を使用するようになってきた。奥の方に通気口が無かったが、年を追うごとに窓上の通気口を1か所から2か所、3か所と増やした。今年は2か所に入り口大の大きな通気口を作った。そして何よりも昨年は天井の雪が解けて水滴が落ちてしまい、濡れてしまった人が大勢いた。特に私の所が大変で、自分ながら我慢強いと感じたものであった。その対策として、今年は料理をすべてかまくらの外でやることにしたとのこと。そのため運ぶのが大変なようであるが、お客を優先したことは素晴らしいことである。

人情味あふれるおもてなしに改めて心の温かさを感じ、その熱気がかまくらの雪が解けるのではないかと思っただけではないかと思う、楽しいかまくら交流会を後にしてきた。

真室川町長 井上 薫



## ① またまた快挙!! 東北小学生選抜春季ソフトテニス大会で優勝

3月7日(土)に仙台市泉総合運動公園で開催された第4回東北小学生選抜春季ソフトテニス大会において、真室川ジュニアの庄司琴里選手(小6・宮町一)が6年女子シングルの部で見事優勝を飾りました。東北大会の優勝は10月と2月に開催されたダブルス大会に続き3度目の快挙となります。今後の更なる活躍が期待されます。



## ② 老人クラブ輪投げ大会

2月25日(水)、毎年恒例となった老人クラブ連合会(高橋美津雄会長)の輪投げ大会が、イベントハウス遊楽館で開催されました。各地区から233人が集まり、7組に別れ練習の成果を披露しました。会場は熱気に包まれ、奮闘する参加者の姿がありました。今年の最高得点を出したのは、高橋トヨ子さん(元町長寿会)で、454点でした。



## ③ あさひ小読み聞かせスペシャル

3月2日(月)、真室川あさひ小学校(高橋正彦校長)で、地域の読み聞かせボランティアによる今年度最後の読み聞かせがありました。ひなまつりにちなみ、おひな様のいわれの話や昔のひなまつり行事、ごちそうなどが紹介されました。最後は全員でひなまつりの歌を歌いました。児童からは、今年一年間の読み聞かせに対する感謝の手紙がボランティアへ贈られ、ボランティアからは手作りのひな菓子としおりが全校児童へ贈られました。



## ④ きゅうりひめご発行報告(お披露目)会

3月7日(土)、「まざれや」において、真室川の昔話絵本「きゅうりひめご」の発行報告会が行われました。真室川民話の会が中心となって語り継いできた真室川町の昔話と、さとうなつきさんの絵との融合から誕生した絵本。報告会では高橋市子さんの生の語り「きゅうりひめご」から、町内の菓子店「おかしの平和堂」さんのスイーツ「きゅうりひめご」や、タダセンパイ作曲の「きゅうりひめごテーマソング」も飛び出し、多方面へ波及している模様。次回作のお話もあり、今後の発展が楽しみな会でした。



## ⑤ 福寿荘へ車いす寄贈

3月5日(木)、㈱イノマタ電工(佐藤日登社長)より特別養護老人ホーム福寿荘(齋藤俊昭荘長)へ車いす11台の寄贈がありました。佐藤社長は真室川町(地区:八敷代)の出身で地元貢献したいという思いから、今回の寄贈に至ったとのこと。利用者の方からは、大事に使わせていただきますと力強い誓いの言葉がありました。

## 特別支援教育の推進について

真室川町では、子どもの可能性を最大限に伸ばし、小・中学校、保育所、こども園で特別支援教育の充実を図るため、以下の事業を行っています。

- ◆26年度より、特別支援教育を専門としている山形大学の三浦光哉教授を特別支援教育アドバイザーに委嘱し、保健師、教育委員会担当者等で専門家チームを編成して、小・中学校、保育所、こども園を巡回し、全てのお子さんの成長の様子を見守っています。
- ◆支援の必要性のあるお子さんについては、その力をよりよく伸ばしていくために、保護者と相談のうえ、個々の特性に応じた支援計画を作成し、家庭・学校・専門機関等と連携して、お子さんの成長を支援しています。
- ◆児童・生徒にきめ細やかな支援を行えるよう、各校に学習指導員・支援員を配置しています。



### 特別支援教育とは……

平成19年4月に施行された学校法の改正により全ての学校で推進するよう法律で規定されました。

真室川町では、全ての子どもがその成長過程において何らかの支援が必要であると考えており、このことから全ての子どもが特別支援教育の対象となります。しかし、



その支援の頻度は個々によって違います。文科省の調査では「落ち着きがない」「計算問題だけが極端に苦手」「コミュニケーションが苦手な孤立的な傾向」など、通常学級内で「困り感」を持っている子どもが約6.3%存在するとされています。特別支援教育とは支援を必要とする子どもの様子に周りの人が理解を示し、個々に合った支援を行うことによって、一人ひとりが多様な能力を発揮し、自立してともに社会に参加して支え合う「共生社会」の基礎を築くための教育のことです。

### ご存知ですか？「就学援助制度」

町立小中学校の就学にあたり、経済的な理由で給食費や学用品費などの学習に必要な費用の支払いにお困りの保護者を対象に、その一部を援助する制度があります。

収入等の要件がありますので、詳しくは学校または下記にお問い合わせ下さい。

●申込・お問い合わせ先…教育課総務管理・学校教育担当(中央公民館内) ☎62-2337

むし歯ゼロ達成！

# おらほのキラキラめんどたち



3歳児健診までむし歯ゼロを達成されたお子さんをご紹介します。

みんなとっても元気でキラキラ（歯のきれい）なめんどたちです！

H27. 1月実施 3歳児健診より

パパ・ママより  
これから歯みがきを  
頑張ってる歯になら  
ないようにしようね♡



佐藤有佳さん（関栗）

パパ・ママより  
これから歯みがきで  
頑張ってる歯になら  
ないようにしようね♡



遠藤颯天くん（東町2）

パパ・ママより  
これから歯みがきで  
頑張ってる歯になら  
ないようにしようね♡



小松翔真くん（谷地）

パパ・ママより  
歯は一生の宝！これか  
ら歯みがきしようね。



佐藤文太くん（釜淵3）

パパ・ママより  
ピカピカ白い歯はお姉  
ちゃんとお揃い♪よかつ  
たね♪



井上夏奈さん（宮町2）

パパ・ママより  
これから歯みがきで  
頑張ってる歯になら  
ないようにしようね♡



佐藤悠仁くん（沼田）



パパ・ママより  
これから歯みがきで  
頑張ってる歯になら  
ないようにしようね♡



栗田結叶くん（釜淵1）

パパ・ママより  
これから歯みがきで  
頑張ってる歯になら  
ないようにしようね♡



高橋七瀬さん（宮町2）

～達成されたみなさんはこんなことに取り組んでいました～

- 朝と寝る前の歯磨き、仕上げ磨き
- 楽しみながら歯を磨く（歌を歌う、数を数える、テレビ番組のまねをする）
- おやつのお茶を飲む
- 子どもと一緒に歯ブラシを買いに行く
- 一か月に一回フッ素塗布
- 本を用いて、歯磨きの大切さを伝える

※小学校低学年くらいまでは、仕上げ磨きをおこないましょう。

## みなさんのお子さんの歯は大丈夫ですか？

真室川町は、県内においてもむし歯有病率が高いです。特に、今年度の3歳児健診では約2人に1人のお子さんがむし歯を保有していることがわかりました。

子どものむし歯予防においては、家族の皆さんの協力が必要不可欠です。家族みんなでむし歯を予防し、健康な歯を維持しましょう！



## 平成27年度4月の健診等日程のお知らせ

|        | 日 時      | 該 当 児                             |
|--------|----------|-----------------------------------|
| 3歳児健診  | 4月15日(水) | 平成23年10月、11月、12月生まれ               |
| すくすく教室 | 4月16日(木) | 平成26年1月、2月、3月生まれ                  |
| 乳児健診   | 4月23日(木) | 平成26年7月、8月、12月生まれ・平成27年1月生まれ      |
| キラキラ教室 | 4月28日(火) | 平成24年7月、8月、9月生まれ・平成25年4月、5月、6月生まれ |
| 心の健康相談 | 4月22日(水) |                                   |

●お問い合わせ先……………福祉課 健康長寿推進担当 ☎6 2 - 3 4 3 6

# 国保に加入している70歳から74歳の方へ (高齢受給者証について)

## 高齢受給者証について

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの人は保険証と高齢受給者証を病院に提示して診療を受けることになっています。なお、74歳以下の人で後期高齢者医療制度に該当している人は除きます。

- 高齢受給者証は、70歳の誕生月（1日が誕生日の人はその前月）に送付されます。病院で使っていただくのは、誕生月の翌月（1日生まれの人は誕生日の月から）の1日からになります。
- 高齢受給者証の有効期限は7月31日までとなっています（7月31日以前に75歳の誕生日を迎える人を除く）。8月1日以降の高齢受給者証は7月中に最上地区広域連合から送付されます。

## 高齢受給者証の負担割合について

高齢受給者証には前年の所得に応じて2割（70歳の誕生日が平成26年4月1日以前の人は1割）もしくは、3割のいずれかの負担割合が記してあります。

- 現役並みの所得がある人……………3割負担
- 現役並みの所得がある人以外で  
昭和19年4月1日以前生まれの人…1割
- 現役並みの所得がある人以外で  
昭和19年4月2日以降生まれの人…2割



## 保険料の納め忘れはありませんか？

### 保険料を滞納すると…

- 保険料を滞納すると、「**限度額適用認定証**」の交付が受けられない場合があります。
- 滞納の期間に応じて次のような措置がとられます。

納期限を過ぎると「**督促**」が行われます。また、滞納期間によって延滞金が徴収されます。



それでも滞納が続くと…

通常の保険証ではなく、有効期間の短い「**短期被保険者証**」が交付されます。



納期限から1年を過ぎると…

保険証を返還していただき、医療費の窓口負担が**10割**となる「**資格証明書**」が交付されます。

※それでも滞納が続いた場合は、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合があります。

### どうしても納付が難しいときは…

納期限ごとの納付が困難なときは、分割納付などにより納めていただくこともできますので、お早めに町民課・賦課徴収担当窓口にご相談ください。

#### お詫びと訂正

広報まほろがわ2月号(12ページ)の掲載内容に誤りがありました。お詫び申し上げます。

【誤】所得区分 イ 100万円超901万円以下 → 【正】所得区分 イ 600万円超901万円以下

●お問い合わせ先…町民課 ☎62-2111 (住民担当 内線233 賦課徴収担当 内線236・237・238)  
【国民健康保険について】 最上地区広域連合 医療保険班 ☎29-6111

# 介護保険料が変わります

## 介護報酬が改定になります

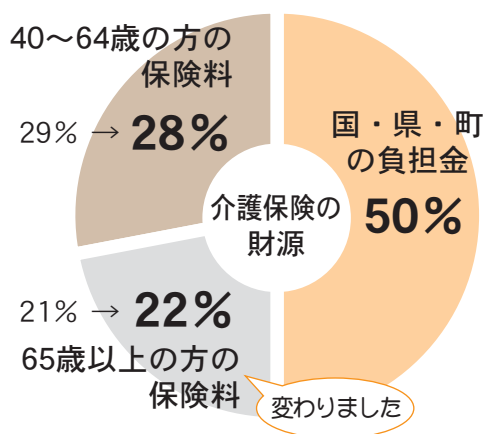
国では、介護報酬※を3年ごとに改定（見直し）しています。平成27年度の改定では、2.27%の減額改定となり、介護保険サービスを利用した時に支払う利用者負担金が変わります。

※介護報酬…介護サービスを提供した事業者や施設に支払われる報酬

## 第1号被保険者の介護保険料が変更になります

国の介護報酬改定を受け、町では、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「第6期介護保険事業計画」を策定しました。要介護認定を受けて介護サービスを利用する方が増えており、今後ますます介護サービスに要する費用（介護給付費）の増加が見込まれることや、第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料負担割合が、21%から22%に引き上げられることなどの理由により、平成27年度からの介護保険料は増額改定せざるを得ない状況となりました。

4月からの第1号被保険者の介護保険料は下記のとおりとなりますので、ご理解をお願いします。



| 所得段階 | 対 象 者                                                                                    | 年額保険料                     |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 第1段階 | ・生活保護を受けている人<br>・老齢福祉年金を受けていて世帯全員が住民税非課税の人<br>・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 | 41,900円<br>↓ ※<br>37,700円 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人                                          | 62,900円                   |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人                                                | 62,900円                   |
| 第4段階 | 住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人                               | 75,500円                   |
| 第5段階 | 住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人                                | 83,900円                   |
| 第6段階 | 本人の住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人                                                             | 100,700円                  |
| 第7段階 | 本人の住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人                                                      | 109,100円                  |
| 第8段階 | 本人の住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人                                                      | 125,900円                  |
| 第9段階 | 本人の住民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上の人                                                             | 142,700円                  |

※これまでの所得段階は6段階でしたが、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため9段階に見直します。また、第6期では、公費を投入し低所得者の保険料の軽減強化を図ります。これにより第1段階の保険料は、41,900円から37,700円に軽減されます。

みなさんに納めていただく介護保険料は、制度を運営するための大切な財源です。  
保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

### ●お問い合わせ先

介護保険料について…町民課 ☎62-2111(内線237) / その他介護保険について…福祉課 ☎62-3436

問…問い合わせ先 申…申込み先 詳…詳しくは

## 町の“としよしつ”

今月の新着図書のご案内

### ●『はじめての国旗えほん』

永岡書店編集部/編 永岡書店/刊

世界の色鮮やかな国旗は、幼い子でも楽しむことが出来ます。親子で国名やあいさつを声に出してみてもいいでしょう。(幼年から)

### ●『パパの働き方が社会を変える!』

吉田大樹/著 労働調査会/刊

人生の中において仕事の割合が多くなっていますか？働きすぎるパパ達へ贈る応援書。(一般向け)

☆上記のほか新着図書は町ホームページでご紹介します。

◎中央公民館図書室 (☎62-2305)



## お誕生おめでとう

| 氏名    | ふりがな     | 性別 | 保護者 | 地区名  |
|-------|----------|----|-----|------|
| 高野 凛  | たかの りん   | 女  | 雄 一 | 釜淵五  |
| 石澤 柚来 | いしざわ ゆづき | 男  | 稔 之 | 釜淵二  |
| 遠田 安那 | えんだ あんな  | 女  | 成   | 関 栗  |
| 大場つむぐ | おおば つむぐ  | 女  | 翔 太 | 八敷代  |
| 庄司 結香 | しょうじ ゆいか | 女  | 隼 太 | 川ノ内中 |

## おくやみ申し上げます

| 氏名    | ふりがな      | 年齢  | 世帯主 | 地区名 |
|-------|-----------|-----|-----|-----|
| 佐藤 昭助 | さとう しょうすけ | 63  | 本 人 | 内の沢 |
| 齋藤 正則 | さいとう まさのり | 96  | 政 人 | 釜淵一 |
| 高橋 重雄 | たかはし しげお  | 79  | 繁 藏 | 旧及位 |
| 大友 光雄 | おおとも みつお  | 87  | 光 義 | 春 木 |
| 高橋ナツ工 | たかはし なつえ  | 91  | アヤ子 | 大 池 |
| 佐藤ヨソ子 | さとう よそこ   | 78  | 寿   | 内の沢 |
| 栗田 光雄 | くりた みつお   | 77  | 浩   | 釜淵三 |
| 藤原アサ工 | ふじはら あさえ  | 101 | 定 子 | 東町一 |
| 佐藤 文子 | さとう ふみこ   | 86  | 一 巳 | 秋 山 |
| 高橋ヨリ子 | たかはし ゆりこ  | 79  | 敏 春 | 宮町二 |
| 五十嵐 栄 | いがらし さかえ  | 89  | 久 芳 | 木ノ下 |
| 柴浦 安則 | しばうら やすのり | 88  | テツ子 | 中 村 |

(敬称略)

・2/11～3/10までの届出をご家族の同意を得て掲載しています。

## 町の人口

3月

| 2月28日現在 |             | 2月中の異動 |         |
|---------|-------------|--------|---------|
| 世帯数     | 2,858戸(△ 3) | 出 生    | 4人( 6)  |
| 人 口     | 8,536人(△ 9) | 死 亡    | 14人( 8) |
| 男       | 4,059人(△ 8) | 転 入    | 11人( 8) |
| 女       | 4,477人(△ 1) | 転 出    | 10人( 9) |

( )は前月比

( )は前年同時期

**場所** 山形市緑町2-15-3  
山形財務事務所1階理財課  
(☎023-641-5178)

**日時** 4月19日(日) 8時～15時

**場所** 陸上自衛隊神町駐屯地  
(駐屯地を一般開放します。)

**内容** 観閲式、観閲行進、訓練  
展示、音楽演奏、戦車等の体験  
搭乗や装備品展示のほか、お子  
様にも楽しんで頂ける各種アト  
ラクションを計画しています。

また、南東北3県(山形・宮  
城・福島)の協力による観光

物産展示即売、B級グルメ売店  
なども計画しています。

◎第6師団司令部広報室(武山)  
(☎0237-48-1151  
(内線5374)  
(http://www.mod.go.jp/gsdf/nhee/6d)

**病気になるしない身体をつくるために竹井真澄先生講演会**

**日時** 4月19日(日) 10時～12時

**場所** 最上広域交流センターゆ  
めりあ2階会議室

◎食と健康を考える会  
栗田美容室 栗田タミ子  
(☎23-1946

**山形県要約筆記者養成講座 第4期生募集**

**日程** 全14日(すべて日曜日)

**内容** 聴覚障がい者、要約筆記  
の基礎知識、聴覚障がい者の福  
祉、聴覚障がい者とコミュニ  
ケーション、実習など

**会場** 山形県社会福祉研修センター

**対象者** 中学卒業程度の国語力  
と要約筆記に関心のある方

**受講料** 無料(4月16日必修  
④fax・メール・はがきにて  
〒990-0021 山形市小白川町2-3-30  
☎& fax 023-666-7616  
(e-mail: mini@whiteplala.or.jp)

## NTT東日本の電話帳を発行します

NTT東日本では、4月中旬に順次、新しい山形県版の電話帳を各ご家庭や事業所へお届けします。

現在お使いの電話帳は、お届けの際に回収しますので配達員にお渡しください。回収した電話帳は、地球環境保護や資源の有効活用のため、新しい電話帳の原材料となります。

なお、ご不在等で配達員に電話帳が渡せなかった場合、下記の「タウンページセンタ」までご連絡いただければ後日、改めて回収にお伺いします。

◎タウンページセンタ(平日:9時～17時)(☎0120-506-309)

| 募集種目       | 資 格                                            | 申込期間          | 試験日                  |
|------------|------------------------------------------------|---------------|----------------------|
| 幹部候補生(一般)  | ・大卒<br>22歳以上<br>26歳未満<br>・院卒<br>20歳以上<br>28歳未満 | 5月1日<br>(金)まで | 一次試験<br>5月16日        |
| 幹部候補生(歯科)  | ・専門大卒<br>20歳以上<br>30歳未満                        |               | 二次試験<br>6月16～<br>19日 |
| 幹部候補生(薬剤科) | ・専門大卒<br>20歳以上<br>30歳未満                        |               |                      |

### 自衛官募集 (幹部候補生)

### 募 集

①大学を卒業した者及び平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者

②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

**受付期間**・インターネット:4月1日(水)～4月13日(月)まで  
・郵送または持参:4月1日(水)～2日(木)まで

**申込方法**  
原則インターネットでの申し込みとする。郵送又は持参用受験申込書の請求は最寄りの税務署、仙台国税局人事第二課又は人事院東北事務局に行う。

◎自衛隊新庄地域事務所  
(☎22-5057)

**平成27年度国家公務員「国税専門官採用試験」のお知らせ**

仙台国税局では、バイタリティーあふれる税務職員を募集しています。国税専門官は、国の財政を支える重要な仕事を担い、税務署等において、調査・徴収・検査や指導などを行う税務のスペシャリストです。

**受験資格** ・昭和60年4月2日から平成6年4月1日生まれの者  
・平成6年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの

①大学を卒業した者及び平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者

②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

**受付期間**・インターネット:4月1日(水)～4月13日(月)まで  
・郵送または持参:4月1日(水)～2日(木)まで

**申込方法**  
原則インターネットでの申し込みとする。郵送又は持参用受験申込書の請求は最寄りの税務署、仙台国税局人事第二課又は人事院東北事務局に行う。

### お知らせ

**平成27年度「県立農業大学校園芸教室」受講生募集**

基礎的な園芸の知識と管理作業について学ぶことができます。

**期間** 5月15日(金)～4回(1回2時間)

**会場** 県立農業大学校「緑風館」

**募集人員** 花きコース・野菜コース各30名

**受講料** 無料

**申込期限** 4月28日(火) 必着

**申込方法** ①氏名②住所③電話番号④希望コースを明記の上、電話、FAX又はEメールにて  
◎山形県立農業大学校研修部  
〒996-0062 新庄市角沢1366  
(☎22-8794  
fax 23-7537  
(e-mail:kenshu@nodata.ac.jp)

**看護師等職場説明会開催**

看護学生、看護職の資格をお持ちの方が各病院のブースを自由に訪れ、求人担当者や面談し、看護内容、院内教育や採用条件などの説明を受けられます。

**日時** 4月4日(土) 13～16時

**会場** 山形市双葉町1-2-3  
山形テルサ3Fアプローズ

**内容** 各病院ブースでの職場説明、訪問看護と介護・福祉分野の就業相談、山形方式・看護師等生涯サポートプログラムの説明コーナー

**対象** 県内看護学生及び県外看護学校に在籍する平成28年3月卒業見込みの看護学生

**参加費** 無料・予約不要です。

◎公益社団法人山形県看護協会  
〒990-243 山形市松栄1-5-45  
(☎023-685-8033

### 借金に関する相談窓口

借金に関する相談窓口を開設しています。相談員が借金の状況等をお伺いし、必要に応じて、弁護士等の専門家に引き継ぎます。相談は秘密厳守・無料です。

**受付** 月々金(祝日、年末年始除く) 8時半～17時15分

**相談専用電話**  
(☎023-641-5201

## みんなの文芸

俳句(川柳)  
川柳で腹が捻じれる大笑い  
一言居士(本町)

針穴に糸の通りし雨水かな  
庄司 正貢(南町)

柳の芽生命線はまだ固し  
佐藤 勢子(広倉)

春雨や哀しみ悼む今朝の記事  
佐藤 けい(大向)

古里へ戻れぬ子らも卒業す  
黒坂 重政(東町二)

陽だまりに石ほこほこと福寿草  
舟生 寿子(及位)

虫歯ゼロと自慢出来ない総入れ歯  
伊藤 修一(本町)

桜餅ほんのり香る老舗店  
小松 義弘(谷地)

老夫も家族の一員悔見茶屋  
佐藤 力男(広倉)

温もりの室で暖とり春を待つ  
柴田美津子(広倉)

煮干しなど食うんじやなかった歯が欠けた  
宮田典左衛門(川ノ内)

テレビ見て成人式の笑みもろう  
小川 有一(釜淵六)

底冷の夜毎に筆のみだれけり  
岸 誠(宮町二)

千鰯を啜えしますや書をめくる。  
佐藤 久義(広倉)

煩惱を癒す湯宿や春隣り  
佐藤 寿子(三滝)

如月やはのと彩ある雫木山  
佐藤 美和(本町)

つつましき今日の侍せ朝寝かな  
松田 洋子(本町)

年寄りに渡る世間は買多し  
シルバー大使(広倉)

**短歌**  
春時きの野菜談義に花咲いて  
茶飲み三婆炬燵で奮起  
栗田 久(春木)

湯につかり手足のばして佐渡情話  
父とにて来たおのれのしぐさ  
黒坂 孝(宮沢)

(敬称略・順不同)

協会けんぽ山形支部からのお知らせ  
平成27年4月分(5月納付分)の  
**保険料率が変わります**

●健康保険料率:9.96%→9.97%  
●介護保険料率:1.72%→1.58%

全国健康保険協会山形支部  
(☎023-629-7226

# シルバー人材センター 会員募集!

あなたの豊かな経験と知識を活かしてみませんか?

★満60歳以上の方 ★健康で働く意欲のある方  
 (財)公益社団法人 新庄・最上地域シルバー人材センター ☎0233-12213065

## どす恋! 真室川!

真室川に恋をした二人が贈る体験記

第2回

かまくら交流会  
 いつてきました。

真室川のみなさんこんにちは。6次産業化推進員の米澤です。

第二回では、釜淵かまくら交流会の模様をお伝えいたします。

今回は、交流会参加だけでなく、微力ながら、かまくら作りのお手伝いをさせていただきます。



地元のベテラン重機使用の方が小型のショベルカーで掘り出した雪を、私達がスノーダンプで運びます。

恥ずかしながら、私、スノーダンプを使った作業は初体験。小野寺隊員は、さすが東北育ち。腰の入った見事な除雪でした。

連携のとれたチームワークで、約20mの巨大かまくらが見事完成。なんと100人近く入れるものになりました。当日は、床に新雪が撒かれ、その上にござとテーブルが置かれ、立派な宴会会場が出来上がっていました。有志のお母さん方によるごちそうも、会場に彩りを添えます。



お...重い!

交流会には、町外からもお客さんが来るなど、大盛況。私は、町内の民謡愛好団体で勉強中の三味線で、真室川音頭を弾かさせてもらい、会場の雰囲気作りのお手伝いをさせていただきました。私の出身地、東京では、ほとんど雪は降りません。なので、かまくらなんて、小学生の時に一回作った程度。小さい時には、雪に少し憧れさえありました。

雪国では、ややもすると、冬期間、家に閉じこもりがちになります。今回のかまくら交流会では、厄介者の雪を逆手に取って、冬期間においても地域に賑わいを生み出そうと奔走する釜淵地区の情熱に触れることができました。改めてここ真室川に秘められた地域の活力を目の当たりにして、とても感動しました。

今回のイベント参加をヒントに、雪を使った真室川ならではの可能性を考えて行ければと思います。次回はどこにお邪魔しようかな? 以上、米澤でした!



釜淵3区の区長 柳谷さんとの夢のセッション!

### 表紙の紹介

#### 真室川高校最後の卒業式

3月2日(月)、山形県立真室川高等学校(岸善一校長)の最後の卒業式が行われ、39人の卒業生が3年間を過ごした学び舎を後にしました。

卒業式に先立って行われた感謝状贈呈式では、真室川町を代表して町長から、これまでの真室川高校の功績に対する感謝の意を込めて、感謝状が贈呈されました。

4月からは、山形県立神室産業高校真室川分校として新たなスタートを切ります。



# 2015 APR 4月 行事予定カレンダー

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    |    |    | 1  | 2  |
| 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |

5月

広報  
ふれあいセンター  
安楽城

◎ふれ安…ふれあいセンター安楽城

◎釜多…釜多目的集会所

◎学セン…釜多地区生涯学習センター

◎神室少…神室少年自然の家

◎神産真校…神室産業高校真室川校

◎中公…真室川町中央公民館

◎総保…総合保健施設

◎町体…町民体育館

◎総運…総合運動公園

|    |   |    |                                                                           |
|----|---|----|---------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 水 | 友引 | 教職員辞令交付式(中央公民館)、交通安全の日                                                    |
| 2  | 木 | 先負 |                                                                           |
| 3  | 金 | 仏滅 | 県議会議員選挙告示(4～11日 期日前投票)                                                    |
| 4  | 土 | 大安 | 入園式(こども園、10:00～)                                                          |
| 5  | 日 | 赤口 |                                                                           |
| 6  | 月 | 先勝 | 健康相談・認知症相談(総保、9:00～)、新入学児童(園児)の交通事故防止強化月間(～15日)、入所式(安保・釜保、10:00～)、始業式(真中) |
| 7  | 火 | 友引 | 新任式・始業式(各小学校)、入学式(真中)、遊びの広場(釜多、9:30～)                                     |
| 8  | 水 | 先負 | 入学式(各小学校)、新任式・始業式(真小)、新任式・始業式・入学式(神産真校)                                   |
| 9  | 木 | 仏滅 | 春の火災予防週間(～22日)、遊びの広場(総保、9:30～)                                            |
| 10 | 金 | 大安 |                                                                           |
| 11 | 土 | 赤口 |                                                                           |
| 12 | 日 | 先勝 | 県議会議員選挙投票日、消防団新入団員辞令交付式・幹部規律訓練(町体)                                        |
| 13 | 月 | 友引 | 健康相談・認知症相談(総保、9:00～)                                                      |
| 14 | 火 | 先負 | 遊びの広場(釜多、9:30～)                                                           |
| 15 | 水 | 仏滅 | 3歳児健康診査(総保、13:00～)、交通安全の日、わんぱく広場(総保、9:30～)                                |
| 16 | 木 | 大安 | 火災予防週間サイレン吹鳴(～22日、朝夕7:00)、すくすく教室(総保、9:30～)                                |
| 17 | 金 | 赤口 | 遊びの広場(ふれ安、9:30～)                                                          |
| 18 | 土 | 先勝 | 保育参観日・保護者会(こども園)、授業参観・PTA総会(真中)                                           |
| 19 | 日 | 先負 | 防火キャラバン(各地区)、消防内演習(防災センター)、授業参観・PTA総会(各小学校)                               |
| 20 | 月 | 仏滅 | 健康相談・認知症相談(総保、9:00～)                                                      |
| 21 | 火 | 大安 | 6年全国学力・学習状況調査(北部小)、神室ガイドセミナー(神室少)、わんぱく広場(ふれ安、9:30～)                       |
| 22 | 水 | 赤口 | 心の健康相談(総保、13:30～)、わんぱく広場(釜多、9:30～)                                        |
| 23 | 木 | 先勝 | 乳児健康診査(総保、13:00～)、交通安全教室(真小)                                              |
| 24 | 金 | 友引 | 第11回農業委員会総会(役場、9:00～)、1年生を迎える会(真小)、遊びの広場(総保、9:30～)、生徒総会(神産真校)             |
| 25 | 土 | 先負 | まざれや体験塾「木工クラフトづくり」(学セン、9:00～)                                             |
| 26 | 日 | 仏滅 | 梅まつり期間(～5月6日)、消防大演習(防災センター)、授業参観・PTA総会(神産真校)                              |
| 27 | 月 | 大安 | 梅里苑休苑日、第59回山形県縦断駅競走大会(～29日)、健康相談・認知症相談(総保、9:00～)、交通教室(あさひ小)               |
| 28 | 火 | 赤口 | キラキラ教室(総保、13:00～)                                                         |
| 29 | 水 | 先勝 | 昭和の日 春季大運動会(真中)                                                           |
| 30 | 木 | 友引 | 家庭訪問(あさひ小・北部小、～5月1日)、交通安全教室(北部小)、遊びの広場(ふれ安、9:30～)                         |

## —地区の主な行事—

- ・5日(日) 総会(朴木沢・公民館・12:00～)
- ・19日(日) 環境整備(安久土流雪溝・6:00～)
- ・26日(日) 集落内美化活動(木ノ下・6:00～)、環境清掃(南町・6:00～)
- 未定 地区内清掃、雪囲撤去(大平)
- 未定 花見会(秋山)



公共施設案内

|            |         |          |         |            |         |
|------------|---------|----------|---------|------------|---------|
| ■真室川町役場    | 62-2111 | ■町立真室川病院 | 62-2211 | ■町民体育館     | 62-3411 |
| ■総合保健施設    | 62-3436 | ■釜淵診療所   | 65-2235 | ■真室川斎場     | 62-3651 |
| ■安楽城地区総合施設 | 63-2330 | ■及位診療所   | 66-2112 | ■うるしセンター   | 62-2033 |
| ■釜淵地区総合施設  | 65-2111 | ■中央公民館   | 62-2305 | ■森の停車場     | 62-3099 |
| ■及位地区総合施設  | 66-2111 | ■歴史民俗資料館 | 62-3511 | ■まむろ川温泉梅里苑 | 62-2373 |

# マイナンバー制度、はじまります。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん



平成27年10月から、マイナンバーを一人ひとりにお届けします。

- ・マイナンバーは国民一人ひとりが持つ12桁の番号です。
- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- ・マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。



行政手続が、早く、簡単 かつ 正確に行えるようになります。

- ・社会保険の手続や源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続で利用することで、確認作業の無駄が削減され、また添付書類の省略による簡素化が図られます。
- ・正確な情報に基づく確認により、給付金等の不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。



事業者のみなさまは、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

- ・事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- ・個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理措置などが義務付けられます。

➡ そのため、特定個人情報保護委員会では、法律が求める保護措置及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説したガイドラインを作成しています。

※ガイドラインでは、中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響を配慮しています。



マイナンバーに関するホームページやコールセンターがあります。

もっと詳しく知りたい方は  で検索。 又は  へお問い合わせください。  
(受付時間) 土日祝日、年末年始を除く9:30~17:30

## マイナンバーの取扱いを分かりやすく解説したガイドラインがあります。

特定個人情報…マイナンバー  
をその内容に含む個人情報



マイナンバーには、利用、提供、収集・保管の制限があります。

- ・マイナンバーの利用、提供、収集・保管は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務を行う場合に限定されています。
- ・事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などのために必要がある場合に限り、マイナンバーを扱うこととなります。
- ・マイナンバーを扱う必要がなくなった場合は、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。



マイナンバーの適切な安全管理措置に組織としての対応が必要です。

- ・事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、従業者を監督し、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。
- ・事業者は、委託先に対する法律上の監督責任があります。
- ・マイナンバーを扱う事務の委託を受けた者が再委託を行うには、委託者の許諾を得る必要があります。

ガイドラインでは、これらのマイナンバーの取扱いについて具体例を用いて解説しています。

中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響を配慮しています。

➡ ぜひ、ガイドライン（事業者編）  をご覧ください。

※ 特定個人情報保護委員会では、ガイドラインに関する経済団体向け説明会を実施しております。  
ご要望は [kouhou.bangou@ppc.go.jp](mailto:kouhou.bangou@ppc.go.jp) 又は 03-6441-3685まで (受付時間) 土日祝日、年末年始を除く9:30~17:30



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん